

◎新潟県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の豊栄土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年4月2日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市北区岡新田 159 番地 伊藤 和重

就任年月日 平成 25 年 3 月 18 日